

スキマ時間に気軽に稼げる等とうたう副業トラブル

近年、「空き時間（スキマ時間）を使って効率よく稼ぎたい」とのニーズが高まっています。それに伴い、SNSや動画広告、インターネット検索等で見つけた副業に関するトラブルの相談が全国的に増加し、国民生活センターも注意喚起しています。今回は、当センターに寄せられた相談事例を紹介し、トラブルの特徴や注意点についてご説明します。

「簡単に稼げる」は詐欺の可能性 お金を請求されたら払わず相談

【相談事例】

先週末から、SNSで「いいね」を押すとお金を稼げる副業を始めた。SNSの指定された動画に「いいね」を押し、その際のスクリーンショットを所定のメールアドレスに送付すると、1件当たり100～500円程度稼げるという副業である。そのお金は、指示された暗号資産を扱うサイトの自分名義の口座に入金される。先週末はそれで4万円を稼ぎ、自分のネットバンキング口座に4万円出金できたので、この副業を信用した。

しかし昨日、そのサイトから更に稼いだお金を出金する際、「操作ミス」と表示され出金できなくなった。チャットで事業者に相談したところ、「そのサイトに入金しないと、操作ミスを解除できず出金操作ができない」と言われ、指定された個人名義口座に入金したが、再び「ミスがあった」と連絡があり、次々自分のネット口座から指定された口座に振り込みをしてしまった。結局、57万円振り込んでも出金操作ができず、詐欺にあったと思った。なお、SNSで事業者と連絡しているが、事業者名、住所、電話番号は不明である。

（30歳代、男性）

【解説】

相談事例のような副業トラブルには、次の3つの特徴が見られます。

①簡単な作業をするだけで報酬が得られると誘引される

SNS広告等で「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」等と、簡単な作業であることを強調して副業へと誘引されます。

②最初に少額の報酬を得ることで信用してしまう

初めに簡単な作業をすると、少額の報酬を得られるようになっており、今後もこんなふう
に報酬を得られるだろうと信用してしまい、相手方から高額な費用負担を求められても、それ以上の報酬が得られることを期待して、金銭を支払ってしまいます。

③お金を稼ぐために副業を行っているはずが、さまざまな理由をつけて金銭を請求される

作業を行った対価として報酬が得られるはずが、さまざまな理由をつけて、先に消費者に金銭を振り込むよう指示されます。金銭を振り込ませる言動としては、主に次のパターンが見られます。

1つ目は作業実行前に振り込みさせるパターンで、「高額報酬の作業は事前送金が必要

である」などと理由をつけて請求されます。

2つ目は作業実行後に振り込みさせるパターンで、「ミスしたために処理費用が必要である」などと理由をつけて請求されます。

3つ目は報酬を得る段階で振り込みさせるパターンで、「報酬を引き出すためには費用がかかる」などと理由をつけて請求されます。

【消費者へのアドバイス】

①SNSや動画広告、インターネット検索等で“いいね”を押すだけ「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」「コピーするだけ」「相談に乗るだけ」「動画を見るだけ」といった、スキマ時間を使って簡単に稼げるかのような広告が見られますが、詐欺の可能性があるので、こうした文言を、うのみにしないようにしましょう。

②簡単な作業をする際、相手方から住所や氏名、銀行口座の情報、免許証の写真等の個人情報の開示を求められる場合があります。悪用される可能性が否定できないため、相手方が誰であるか不明な場合は、安易に個人情報を開示することは避けてください。

③最初に少額の報酬が得られても、その後に、高額報酬の作業をするため等と、お金の振り込みを要求されるケースが目立ちます。いったん振り込んでしまうと、被害回復には困難が伴います。振り込みを求められても、言われた通りに振り込まず、消費生活センター等に相談してください。

筆者からの一言

収入を得る前に、高額な支払いを求められるような副業などは、信用しないようにしましょう。そんな副業ってあり得ないですよ！
(県消費生活センター)